



# 栃木県公報

平成25年  
3月29日(金)  
号外  
第35号

## 目次

### 規 則

- 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 森林法施行細則及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正…………… 9

### 告 示

- 悪臭防止法の規定に基づく規制地域及び規制基準の一部改正…………… 9
- 栃木県自然環境保全地域特別保護地区内の木竹の伐採の方法及び限度に関する告示の一部改正…………… 9

## 規 則

### 栃木県規則第十九号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十七年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条中「別記様式第三号による受理書」を「別記様式第三号による受理書を、条例第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三十九条の五第一項の規定による届出を受理したときは別記様式第三号の二による受理書」に改める。

第十条中「第二十八条」の下に「及び第三十九条の六」を加え、同条第一号中「又は第二十五条第一項第一号若しくは第二号」を「第二十五条第一項第一号若しくは第二号又は第三十九条の三第一項第一号若しくは第二号」に改め、同条第二号中「特定施設」の下に「又は指定揚水施設」を加える。

第十一条中「第二十八条」の下に「及び第三十九条の六」を加える。

第二十九条の次に次の五条を加える。

#### （指定揚水施設）

**第二十九条の二** 条例第三十九条の三第一項の規則で定める施設は、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が六平方センチメートルを超えるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものであることとする。

一 農業の用に供するものであつて、ストレーナーの位置が地表から深さ三十メートル未満の位置にあるもの

二 主として災害時における使用に供することを目的とするもの

#### （指定揚水施設の設置等の届出）

**第二十九条の三** 条例第三十九条の三第一項及び第三十九条の四第一項の規定による届出は、別記様式第八号の二によるものとする。

2 条例第三十九条の三第二項（条例第三十九条の四第二項及び第三十九条の五第二項において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次のとおりとする。

一 指定揚水施設の位置図

二 指定揚水施設の構造図

三 その他知事が必要と認める書類

#### （指定揚水施設の構造等の変更の届出）

**第二十九条の四** 条例第三十九条の五第一項の規定による届出は、別記様式第八号の三によるものとする。

#### （地下水の採取に関する報告）

**第二十九条の五** 条例第三十九条の七の規定による報告は、毎年二月末日までに、前年中に採取した地下水に

関し、別記様式第八号の四により行うものとする。

- 2 前項の報告に係る地下水の採取量は、水量測定器により測定するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、別に定めるところにより、揚水機の使用時間、使用電力量等を基礎として算出することができる。

(地下水採取抑制の要請に係る指定揚水施設の揚水機の吐出口の断面積)

**第二十九条の六** 条例第二十九条の八の規則で定める断面積は、四十五平方センチメートルを超えるものとする。

別表第一(1)ばい煙に係る特定施設の表第三欄ア、(2)粉じんに係る特定施設の表第三欄イ、(3)汚水に係る特定施設の表第三欄イ、(4)騒音に係る特定施設の表第三欄イ及び(5)振動に係る特定施設の表第三欄イ中「第8条第1項」を「第13条第1項」に改める。

別記様式第三号の次に次の様式を加える。

別記様式第3号の2 (第9条関係)

受 理 書

年 第 号  
月 月 日

様

栃木県知事



年 月 日次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	栃木県生活環境の保全等に関する条例第 条第 項
届 出 の 内 容	指定揚水施設の設置 (指定揚水施設の使用、指定揚水施設の構造等の変更)
備 考	

別記様式様式第1号

特定施設 の 種 類	ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭
---------------	-------------------------

※

施設の種 類	ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭、揚水
--------	----------------------------

↳

「 氏 名  
名 称  
住 所  
所 在 地  
」

変更届出書 ※

「 氏 名  
名 称  
住 所  
所 在 地  
設 置 の 場 所  
」

変更届出書 ※

「 第10条  
第28条において準用する第10条  
」

※

「 第10条  
第28条において準用する第10条  
第39条の6において準用する第10条  
」

↳

別記様式様式第1号

特定施設 の 種 類	ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭
---------------	-------------------------

※

施設の種 類	ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭、揚水
--------	----------------------------

↳ 「特定施設」 ※

「 特定施設  
指 定 揚 水 施 設  
」

↳

「 第10条  
第28条において準用する第10条  
」

※

「 第10条  
第28条において準用する第10条  
第39条の6において準用する第10条  
」

↳

工場又は事業場の 名 称	工場若しくは事業場 又は指定揚水施設の 名 称
工場又は事業場の 所 在 地	

※

↳

別記様式様式第1号

特定施設 の 種 類	ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭
---------------	-------------------------

※

施設の種 類	ばい煙、粉じん、汚水、 騒音、振動、悪臭、揚水
--------	----------------------------

↳ 「特定施設」 ※

「 特定施設  
指 定 揚 水 施 設  
」

↳

「第11条第3項  
第28条において準用する第11条第3項」  
 又  
 「第11条第3項  
第28条において準用する第11条第3項  
第39条の6において準用する第11条第3項」  
 こと

工場又は事業所の名称
工場又は事業所の所在地

を

工場若しくは事業所又は指定揚水施設の名称
工場若しくは事業所の所在地又は指定揚水施設の設置の場所

に改め、同様式の次に次の三様式を加える。



別記様式第8号の3 (第29条の4関係)

指定揚水施設の構造等変更届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊟

指定揚水施設の 構造  
ストレーナーの位置  
揚水機の吐出口の断面積  
地下水の採取予定量 を変更したいので、栃木県生活環境の保全等に関する条例第39条

の5第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指定揚水施設の名称					
指定揚水施設の設置の場所					
△ 指定揚水施設の構造	変更後	別紙のとおり	変更前	別紙のとおり	
△ 指定揚水施設のストレーナーの位置	変更後	別紙のとおり	変更前	別紙のとおり	
△ 揚水機の吐出口の断面積	変更後	別紙のとおり	変更前	別紙のとおり	
△ 地下水の採取予定量	変更後	別紙のとおり	変更前	別紙のとおり	
※ 受理年月日	年 月 日	※ 整理番号		※ 備考	

備考

- 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り図面、表等を利用すること。
- 2 ※印の欄には、記載しないこと。
- 3 該当のない欄には、斜線を引くこと。

別記様式第8号の4 (第29条の5関係)

地下水採取量報告書

年 月 日

栃木県知事 様

報告者 住 所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)  
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ㊤

栃木県生活環境の保全等に関する条例第39条の7の規定により、次のとおり報告します。

1 指定揚水施設の名称等

指定揚水施設の名称	
指定揚水施設の設置の場所	

2 地下水採取量

月 別	採取日数 (日)	1月当たりの採取量 (m <sup>3</sup> )	1日当たりの最大採取量 (m <sup>3</sup> )	備 考
1月				
2月				
3月				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
計				

備考 指定揚水施設ごとに報告すること。

別記様式第十二号の裏中「建設工事の場所」の次に「、指定地域において指定揚水施設を設置する場所」を加え、「5 第66条第1項」を「(5) 第66条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

(環境保全課)

栃木県規則第二十号

森林法施行細則及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

森林法施行細則及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(森林法施行細則の一部改正)

第一条 森林法施行細則(昭和五十年栃木県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二条」を「第四条」に改める。

第三条中「第二条第一号」を「第四条第一号」に改める。

第十一条第一項中「第十五条第一項」を「第四十八条第一項」に改め、同条第二項中「第十五条第二項第一号」を「第四十八条第二項第一号」に改め、同条第三項中「第十五条第二項第二号」を「第四十八条第二項第二号」に改め、同条第四項中「第十五条第二項第三号」を「第四十八条第二項第三号」に改める。

(自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則(昭和四十九年栃木県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第十二号イ中「第二十二条の十一第一項第一号」を「第六十二条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(森林整備課)

告 示

栃木県告示第百六十五号

悪臭防止法の規定に基づき規制地域及び規制基準(平成二十四年栃木県告示第七十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

別表那須町の項中「特別養護老人ホーム寿山荘那須」の下に「特別養護老人ホームなすの苑」を加える。

(環境保全課)

栃木県告示第166号

栃木県自然環境保全地域特別地区内の木竹の伐採の方法及び限度に関する告示(昭和57年栃木県告示第619号)の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から適用する。

平成25年3月29日

栃木県知事 福田 富一

表中「第22条の4」を「第56条」に改める。

(自然環境課)